



弁護士法人 広島みらい法律事務所ニュース

広島市中区八丁堀2-31 鴻池ビル5階 電話082(511)7772 FAX082(511)7773

- 法的サービスをすべての方へ -

第9号 (平成23年3月9日号)

生活保護とは

突然解雇されてしまった、病気で働けない、収入が少なく、生活していけない、そのような場合、現在住んでいる場所の福祉事務所で生活保護申請ができます(窓口は区役所、市役所、町役場、県の地域事務所等にあります)。

生活保護は、「すべて国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」と定めた日本国憲法 25 条にもとづき、生活保護法に規定された制度です。

「申請権」とは

生活保護を申請することは法的な権利です。申請後、生活保護が受けられるか否か判断されますが、窓口で申請を受け付けず、「相談だけ」として帰らせるのは違法です。このような対応を受けた場合、弁護士にご相談ください。

なお、現在住む場所のない方や短期的な失業の場合であっても、生活保護申請は可能です。

生活保護基準

生活保護を受けるには、収入や預貯金等のすぐに活用できる資産が基準以下であること、年金その他の生活保護以外に利用できる制度を利用することなどが条件となります。

車や家や生命保険等を保有している場合であっても、生活保護を受けられる場合もありますので、生活

にお困りの場合、ご相談ください。

生活保護中国ネットとは？

生活保護について電話で相談を受け付け、弁護士や司法書士などの専門家を紹介するネットワークです。相談は原則無料です。

当事務所の弁護士も会員として活動しています(事務所のカウンターにチラシを置いてあります)。

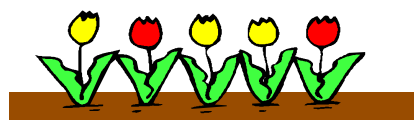
自分が生活保護を受けられるか知りたい、生活保護を受けているが福祉事務所の対応に納得がいけないなど、生活保護に関するご相談がある場合、お気軽にお電話ください(TEL0120-968-905)。

その他のセーフティネット(貸付等の制度)

派遣社員として働いていたが、いわゆる「派遣切り」にあつて突然住居と仕事を失った方などのために、住居入居費用を融資する等の制度もあります。制度により、ハローワーク、社会福祉協議会等が窓口となります。

また、社会福祉協議会が、低所得者世帯向けに、緊急時の生活費や、子どもの就学資金等にあてるための生活福祉資金貸付事業を行っています。条件等については各社会福祉協議会でご相談下さい。

(紅山綾香)



法律フク★クイズ

外国人が日本に入国しようとする際には、「短期滞在(旅行)」の在留資格で入国する場合を除き、パスポートの他に何を取得しなければならないでしょうか？正解は次号で発表します。

前号のクイズの正解ですが、収入が少なく、生活できないと思った場合、福祉事務所で生活保護の相談・申請をすることができます。左の記事も参考にしてください。



平成23年3月の 法律相談会のご案内

●「財産管理に関する無料法律相談会 in 大竹支所」

3月12日(土)10時から17時まで
／相談無料(事前予約が必要)／
開催場所&問い合わせ先:大竹支所(TEL0827-54-1222)(JR大竹駅から徒歩2分、大竹市新町1-8-3 アーバンタワー大竹1階)

●「海田町外国人法律相談」

3月18日(金)14時から16時／海田町のひまわりプラザにて／相談無料(予約不要)／スペイン・ポルトガル語の通訳同席／対象:海田町在住の日系ブラジル・ペルー人／
問い合わせ先:外国人法律相談の会事務局:当事務所(TEL082-511-7772)

当事務所の本所の弁護士に相談するには、平日の9時～18時の間に、お電話(082-511-7772)で予約して下さい。相談日時は、原則として、平日の9時～17時半、土曜日の13時～15時半です。

当事務所では、尾道支所(TEL0848-21-0045)と大竹支所(TEL0827-54-1222)を開設しており、支所周辺のご相談も積極的に受け付けていますので、お電話で予約して下さい。

詳細は、ホームページでご確認下さい。 <http://www.hiroshima-mirai.com/>

所属弁護士:二國則昭、定者吉人、大村真司、紅山綾香、見之越常治、森井基嗣、成廣貴子(尾道支所)、滑川和也(大竹支所)